

●設 備

項 目		図番号	内 容	負 担 区 分		備 考	
				入居者	公 社		
① 給 排 水 衛 生 設 備 関 係	給 水	D-11 E-4 E-6 E-9	パッキン・コマ取替 シャワー(ホース・ヘッド・フック)取替	○		パッキンを取り替えても漏水が止まらない場合は公社負担 シングルレバーの不具合、カートリッジ取替は公社負担	
			給水・給湯管		○	故意又は過失による場合は入居者負担	
	排 水		排水管 (台所・洗面所・洗濯機置場・浴室・便所・バルコニー)	腐食による漏水		○	//
			破損・詰まりによる漏水	○			
		E-3 E-7	トラップ (台所・洗面所・浴室・便所・洗濯パン)	腐食による漏水		○	故意又は過失による場合は入居者負担
			破損・詰まりによる漏水	○			
		E-3	目皿(中皿・わん)	破損・紛失	○		腐食の場合は公社負担
		洗濯機置場ホース差入口 浴室扉貫通部、排水ホースホルダー(固定バンドを含む)	破損・紛失	○			
	便 所 廻 り	便器	F-7	接続部からの漏水		○	故意又は過失による場合は入居者負担
				破損・詰まり	○		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
		便座・蓋	F-8	破損・汚損	○		ボルトのゆるみによるガタつきは公社負担 ウォシュレットの作動不良は公社負担
		ロータンク	F-6	ガタつき		○	故意又は過失による場合は入居者負担
				破 損	○		
		タンク内附属部品		破 損		○	
		フラッシュバルブ		破損・漏水		○	故意又は過失による場合は入居者負担
		洗浄管(スパット)	F-9	腐食による漏水		○	
		ペーパーホルダー タオル掛け	F-10	ガタつき・破損	○		腐食は公社負担
		洗面器・手洗器	E-5	破損・詰まり	○		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
	浴 室 廻 り ・ そ の 他	鎖・ゴム栓		紛失・損耗・破損	○		
		洗面化粧台 メデシングキャビネット	E-8	軽微なガタつき・破損	○		取付金物腐食によるガタつきは公社負担
浴室防水パン・洗濯機パン		E-2	漏 水		○	故意又は過失による場合は入居者負担	
			破 損	○			
浴槽蓋			汚損・破損	○			
ユニットバス(浴室)		漏 水		○	故意又は過失による場合は入居者負担		
② ガ ス 設 備 関 係	浴槽・給湯器・風呂釜(公社設置)		作動不良		○	//	
			キズ・破損	○			
	ガス配管(台所・浴室・居室)	D-10	腐 食		○	故意又は過失による場合は入居者負担	
	ガス栓及びボックス (台所・浴室・居室)		腐食・開閉不良		○		
ガスコンロ		破 損	○		作動不良は公社負担		

項目	図番号	内 容	負 担 区 分		備 考				
			入居者	公 社					
設備関係 ②ガス		給湯器リモコン		○	作動不良は公社負担				
		浴室換気乾燥機		○					
		排気筒(専用部分)			○	故意又は過失による場合は入居者負担			
設備関係 ③電気		電気配線			○	故意又は過失による場合は入居者負担			
		安全ブレーカー	A-12				○		
		分電盤					○		
	配線		スイッチ			○	作動不良等については公社負担		
			コンセント	C-16				○	
	廻り		プレート(スイッチ・コンセント)	C-16 D-12			○		
			引掛ローゼット	A-5 C-17 D-9			○		
	照明		照明器具(公社設置)	D-13 F-12			○	故意又は過失による場合は入居者負担	
			グローブ				○	作動不良等については公社負担	
			電球・蛍光灯・点灯管				○		
	その他		換気用フード	D-5			○	故意又は過失による場合は入居者負担	
			換気扇(一般型:公社設置)	D-6			○	作動不良は公社負担	
			天井換気扇				○		
			排気シャッター				○		
			レンジフード				○		
			チャイム・ブザー				○		
			押ボタン	B-11			○		
			インターホン				○	作動不良は公社負担 モニタカメラ付インターホンも含む	
			テレビ用接続端子	C-15				○	故意又は過失による場合は入居者負担
			住宅情報盤 (ナースコール・警報装置を含む)					○	
	電話用接続端子					○			
	熱感知器類					○	紛失・故意又は過失による場合は入居者負担		

- (摘要) 1. 入居(契約日)後3ヶ月以内に修繕が必要となった場合は公社負担とします。
2. 負担区分表の用語の取扱いについて
1)「腐食」は腐食して機能不能となった場合に使用します。
2)「ガタつき」で使用に支障のない程度のがたつきは修繕の対象外とします。
3. 1階木造床の床下りに原因して修繕が必要となった場合は公社負担とします。
4. 最上階・上階の浴室または外壁からの漏水に伴う修繕は公社負担とします。
5. 入居者で設置したもので修繕が必要になった場合は入居者負担とします。
6. 負担区分により公社負担となる場合においても、入居者の責となる故意または過失による場合の修繕はすべて入居者負担とします。